

## 社会福祉法人等が所有する自動車に係る自動車税の課税免除制度の改正について

### 大分県

大分県では、社会福祉法人等が所有し、専ら対象事業の用に供する自動車について自動車税の課税免除を行っています。

今まで、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業については、就労移行支援及び就労継続支援のみ対象としていましたが、平成31年4月1日から生活介護・自立訓練も課税免除対象とすることとなりました。

### 改正の内容

#### ○課税免除対象事業(施設)、法人

##### 【改正前】

根拠法	対象事業(施設)	対象法人
生活保護法	救護施設、更生施設、授産施設等	対象施設を運営する法人
児童福祉法	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等	
老人福祉法	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム	
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業 (就労移行支援、就労継続支援)	
社会福祉法	授産施設、社会福祉協議会、共同募金会	社会福祉法人、一般社団・財団法人(公益社団・財団法人を含む)、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人)
	大分県障がい児協会	

##### 【改正後】

※生活介護、自立訓練の2つの事業を新たに対象とします。

障害者総合支援法	障害福祉サービス事業 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	社会福祉法人、一般社団・財団法人(公益社団・財団法人を含む)、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人)
----------	-----------------------------------------	------------------------------------------------------------------

#### ○施行の時期

今回の改正は、平成31年度の自動車税から適用します。

現在使用中の自動車で要件を満たすものがあれば、申請手続きが必要になりますのでご注意ください。

### 課税免除制度の概要

#### ○対象となる自動車

社会福祉法人等の対象法人が所有し、専ら、対象事業の利用者の送迎又はその事業の用に供される物資(作業訓練用の物資等)の運搬等に使用する自動車

#### ○申請手続き等

- 課税免除の対象となる自動車を新たに取得した場合は、その都度申請が必要です。また、申請した月の翌月分からの自動車税が免除されます。
- 課税免除された自動車については、申請した内容に変更(他人に譲渡した、使用方法の変更により課税免除の要件に該当しなくなった等)がない限り、翌年度以降も継続して課税が免除されます(毎年度の申請書の提出は必要ありません)。
- 課税免除となった後、随時、現地調査に伺います。運行記録簿等の作成、保管が必要です(他の用途と兼用している場合は、使用区分を明確にしておいてください)。

## 課税免除申請窓口・お問合せ先

事務所名	管轄地域	住所等
別府県税事務所	別府市、杵築市、国東市、東国東郡(姫島村)、速見郡(日出町)	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1(横断道路沿い) 0977-67-8211
大分県税事務所 自動車税管理室	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市	〒870-0907 大分市大津町3-4-13(交通会館2階) 097-552-1121
日田県税事務所	日田市、玖珠郡(九重町、玖珠町)	〒877-0004 日田市城町1-1-10(日田総合庁舎内) 0973-22-4175
中津県税事務所	中津市、豊後高田市、宇佐市	〒871-0024 中津市中央町1-5-16(中津総合庁舎内) 0979-22-2920

※自動車の登録と同時に申請される場合は大分県税事務所自動車税管理室が窓口です。

## 制度改正に関するお問合せ先

○大分県総務部税務課

TEL:097-506-2384

FAX:097-506-1719